

さいたま市告示第43号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、その概要等を同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定に基づき公告します。

平成27年1月14日

さいたま市長 清水 勇 人

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ベルクさいたま南与野店

所在地 さいたま市中央区鈴谷二丁目735番地1 外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 株式会社ベルク

代表者氏名 代表取締役 原島 功

住所 埼玉県大里郡寄居町大字用土5456番地

(3) 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) ベルク南与野店

(変更後) ベルクさいたま南与野店

(4) 変更の年月日

平成26年12月10日

(5) 変更する理由

大規模小売店舗の名称が決定したため

2 届出年月日

平成27年1月8日

3 届出及び添付書類の縦覧期間

平成27年1月14日から平成27年5月14日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

4 届出及び添付書類の縦覧場所

(1) さいたま市役所経済局経済部商業振興課

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1966

(2) 中央区役所区民生活部総務課

住所 さいたま市中央区下落合5丁目7番10号

電話 048(840)6013

FAX 048(840)6160

5 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、さいたま市長に対し、意見書の提出によりこれを述べるすることができます。

(1) 意見書の提出期間

平成27年1月14日から平成27年5月14日まで。

(2) 意見書の提出先

さいたま市役所経済局経済部商業振興課

郵便番号 330-9588

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1966